

吉富町・吉富町外一市中学校組合立学校の教育職員に関する  
「業務量管理・健康確保措置実施計画」

令和8年3月

吉富町教育委員会

吉富町外一市中学校組合教育委員会



## 目次

ページ

- 1 計画の趣旨・現状 . . . . . 1
- 2 目標 . . . . . 2
- 3 計画の期間 . . . . . 3
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . 3
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . . . 9

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、学校における教職員が健康で意欲をもって職務に従事できるよう、業務量の適切な管理と健康確保措置を計画的かつ継続的に推進することを目的として策定するものである。

近年、教職員を取り巻く業務は多様化・複雑化し、心身への負担が増大しやすい状況にある。このため、業務実態の把握と勤務時間の適正管理を徹底するとともに、健康面のリスクを未然に防ぐための組織的な取組が求められている。

以上のような状況を踏まえ、本計画では、業務量の見直し・縮減、働き方の改善、健康確保に係る支援体制の強化など、具体的な措置を示し、職場環境の改善と教職員の健康保持増進を図ることを目指すものである。

もって、すべての教職員が安心して働くことができる職場づくりを進めるとともに、教育・行政サービスの質の向上につなげることを趣旨とする。

### (2) 本町及び中学校組合の現状

- 本町及び中学校組合では、令和5年12月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「吉富町立学校管理規則第26条及び吉富町外一市中学校組合立学校管理規則第26条」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減

に取り組んできた。

- こうした取組の結果、本町及び中学校組合における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

**【令和6年度の時間外在校等時間の状況】**

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月44.2時間	43.6%	12.1%
中学校	月49.5時間	51.3%	15.9%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が小中ともに40%以上と多い。児童生徒の個別対応や教育課題の多様化など業務の負担感が大きくなっており、業務の効率化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- 以上のことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条に基づき本計画を策定するものである。

**2 目標**

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

**(1) 時間外在校等時間に関する目標**

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

## (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を小：15日、中：10日以上にする。【小：13日、中：8日】（令和7年の数値）
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を小：5%、中：10%まで減少させる。【小：9.5%、中：26.6%】（令和6年度の数値）
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を100以下に維持する。  
【小：84.6、中：87.3】（令和6年度の数値）
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本町及び中学校組合では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し（業務3分類①～⑱）

### イ 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
  - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ・放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
  - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ・公会計化について、学校給食費はじめ、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ・令和8年度中に、地域学校協働活動に係る組織及び運営について、学校運営協議会内で検討する。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
- ・生徒指導支援スタッフ（警察OB）は、県事業を活用し、継続する。

- ・ 県のスクールロイヤー制度の周知徹底をする。

## ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ⑥ 調査・統計等への回答

- ・ 調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

### ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・ 当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じてICT支援員を活用する。

### ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ 町及び中学校組合教育委員会と連携を図りながら、事務職員及びICT支援員が中心となって行いつつ、内容に応じ、専門事業者への委託を検討する。

### ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・ 小学校には、プールはなく、水泳指導授業を令和7年度から民間事業者に外部委託している。中学校では、教師が授業で行う日常点検を担い、外部委託についても積極的に検討する。
- ・ 体育館等の施設・設備の地域開放については、部活動の地域展開と並行して検討する。

### ⑩ 校舎の開錠・施錠

- ・ 現在、校舎については、警備保障会社に契約している。門や校舎すべての出入り口の開錠・施錠等をデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の情報収集や導入の検討をする。また、職員間の役割分

担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑫ 校内清掃

- ・ 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑬ 部活動

- ・ 令和10年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、令和13年度までに、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

**ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

⑭ 給食の時間における対応

- ・ 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・ 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

⑮ 授業準備

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を検討する。また、デジタル教科書の指導書などの活用を促進する。

⑯ 学習評価や成績処理

- ・ 校務支援システムの機能やデジタル採点システム、またテスト、分析、AIドリルが一元化されたシステム等の活用によって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑰ 学校行事の準備・運営

- ・ 慣例的に実施されている学校行事について、学校教育目標や児童生徒の実態等に応じて、精選したり、時間短縮を検討したりするよう助言する。

⑱ 進路指導の準備

- ・ 生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進する。

⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を奨励し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 町及び中学校組合教育委員会において、医療・福祉・警察等の関

係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を促進する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、出退勤時間の管理や授業時数などの校務を効率化する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えることが常態化している教職員に対し、精神科医による面接（健康相談）を促す。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの回答率100%を目標にし、実施後の分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。【R6小:87.5%、中:85.7%】
- ・ 心身の健康問題については、県の教職員のためのメンタルヘルス相談事業（こころの健康相談、教職員のカウンセリング室など）を定期的に紹介する。
- ・ 長期休業の期間中に、学校閉庁日を設定し、年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、本町及び中学校組合内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本町及び中学校組合のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、小・中学校で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標

については、小・中学校で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

- (4) 町及び中学校組合教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、小・中学校における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。